

# 新型コロナウイルス感染症に係る法人市民税均等割 特例措置の終了について

## 《 新型コロナ緊急特例措置 》

- 1 対象法人：資本金1億円以下の1号～4号法人（約10,000法人 全法人の88%）
- 2 実施期間：令和2年2月1日から令和4年1月31日に終了【2年間】
- 3 軽減後税率：標準税率（例：1号法人 6万円 ⇒ 5万円）
- 4 影響額：△2.2億円（R2年度:△0.9億円 / R3年度△1.3億円）

均等割	資本金等の額	従業者数	法人数	税率		軽減額	影響額
				長野市の税率	標準税率		
4号	1千万円超 1億円以下	50人超	196	18万円 →	15万円	3万円	588万円
3号	1千万円超 1億円以下	50人以下	1,738	15.6万円 →	13万円	2.6万円	4,519万円
2号	1千万円以下	50人超	77	14.4万円 →	12万円	2.4万円	185万円
1号	1千万円以下 又は公益法人等	50人以下	8,069	6万円 →	5万円	1万円	8,069万円
						計	13,331万円

## 法人市民税均等割の特例措置の経緯

○均等割軽減の特例措置は、リーマンショックの経済危機を契機に平成21年7月に施行され11年間にわたり実施されたが、「リーマンショックによる経済影響からの脱却」、「厳しい財政状況による財源確保の必要性」等を鑑み、令和2年6月に終了となった。

（対象：資本金1千万円以下の1号2号法人（約8,000法人） 期間：H21.7.1からR2.6.30 軽減後税率：標準税率 影響額：約8千万円/年間）

➡ しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済への影響が不透明であったことから、中小企業の支援策として対象を拡大し令和2年2月から令和4年1月まで期限を2年間に限定し実施したものの。



## 新型コロナ緊急特例措置の終了とその後の対応

○コロナ特例措置は、当初、新型コロナウイルス感染症の経済への影響が不透明だったことから対象法人に対し一律に軽減を行ったものである。しかし現状は、業績が低迷した業種ばかりではなく業績が伸びた業種もあり、法人市民税全体としては、税率改正等の要因を除けば税収は減収とはならなかった。また、法人数はコロナまん延前から減少しておらず、新型コロナウイルス感染症の経済への影響は限定的であった。

- ・ コロナ禍においてもスーパーなど小売店の他、半導体や衛生製品等で業績を伸ばした法人もある。
- ・ 飲食や観光業等の業績が低迷した業種に対しては、国や市等において個別に新型コロナ対策事業を実施し支援を行っている（持続化給付金、家賃支援金、利子補給、商品券事業など）。

➡ 法人市民税均等割は、地域社会の会費であり、これを一律に軽減を図る本特例措置は条例で定める期間（R4.1.31）をもって終了。ただし、業種によっては業績が低迷している法人もあることから、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した法人については、1年間に限り個別に法人市民税均等割額の減免<sup>(※)</sup>を実施。

### ※ 減免概要

対象法人	減免条件	減免額	対象事業年度
1号～4号法人 （本特例措置と同じ）	令和4年2月以降の直近決算期の売上高が令和2年1月以前の直近決算期の売上高の30%以上減少	該当法人の超過税率相当分	令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に終了する事業年度（1年間限定）

【参考】法人市民税等の税収の動向等

令和2年度以降の法人市民税の税収は、法人税割税率の引下げ(令和元年10月)及び今回のコロナ特例措置による均等割軽減が要因となり令和元年度から減収となっているが、税率改正等の要因を除けばコロナによる巣ごもり需要等から令和元年度よりも増収となっている。また法人数は令和元年よりも増加している。

なお、令和3年度の国全体の税収は63.9兆円(消費税、所得税等含)と過去最高を更新する見込み。

